平成２１年（フ）第２１９号
長野県須坂市大字亀倉235番地５
債務者　浦澤　伊子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１８６号
長野県佐久市上平尾994番地２
債務者　森泉いつ子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７号
長野県佐久市上平尾994番地２
債務者　森泉　一也
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１９２号
長野県松本市女鳥羽２丁目４番17号岡の宮コーポ108
債務者　百瀬香奈こと　鄭　　香奈
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４２号
長野県茅野市宮川5473番地５
債務者　南雲　良三
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１８５号
岐阜県美濃市134番地
債務者　丸茂　欣一
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
岐阜市下鵜飼1696番地４
債務者　栗山　二郎
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目10番地３　ドルチェ各務原Ｆ－４、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目10番地３　ドルチェ各務原Ｆ－２
債務者　鶴岡　達也
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４５号
岐阜県各務原市松本町１丁目224番地
債務者　柴田憲一郎
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３号
岐阜県各務原市蘇原沢上町４丁目２番地18
債務者　大下　陽子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６号
兵庫県養父市奥米地1074番地
債務者　荒垣　賢志
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第５００号
徳島市八万町中津山54番地の119
債務者　森　　君江
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５０１号
徳島市山城町東浜傍示11番地１
債務者　川上　直子
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭51番地３　板野第３団地１－３
債務者　森　　章
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３１号
徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字五十田38番地１
債務者　月岡貴美江
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７６号
徳島市国府町早淵537番地の１
債務者　大上　典子（旧姓奥野）
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８１号
徳島市津田西町１丁目２番11号
債務者　大和　義幸
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８９号
徳島市秋田町４丁目11番地―303号
債務者　米澤　　完
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部